

## 徳島県教育委員会訓令第4号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月22日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

第7条第2項中「第14条及び第15条」を「第10条及び第11条」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月22日から施行する。
- 2 改正後の徳島県立学校処務規程の規定は、令和8年4月1日以後に行われた代決について適用し、同日前に行われた代決については、なお従前の例による。